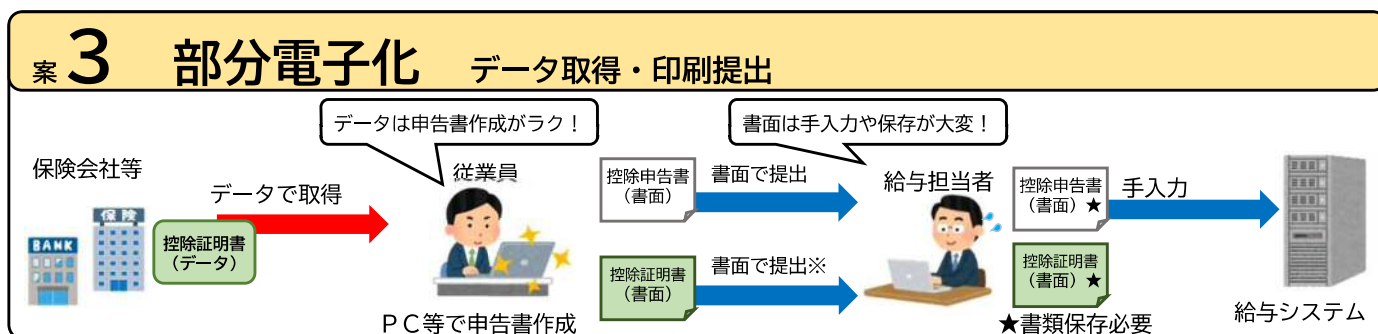
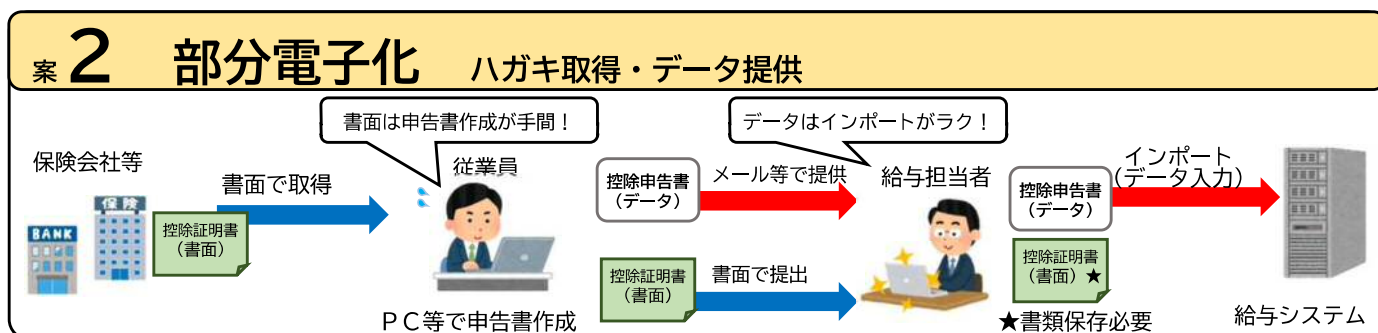
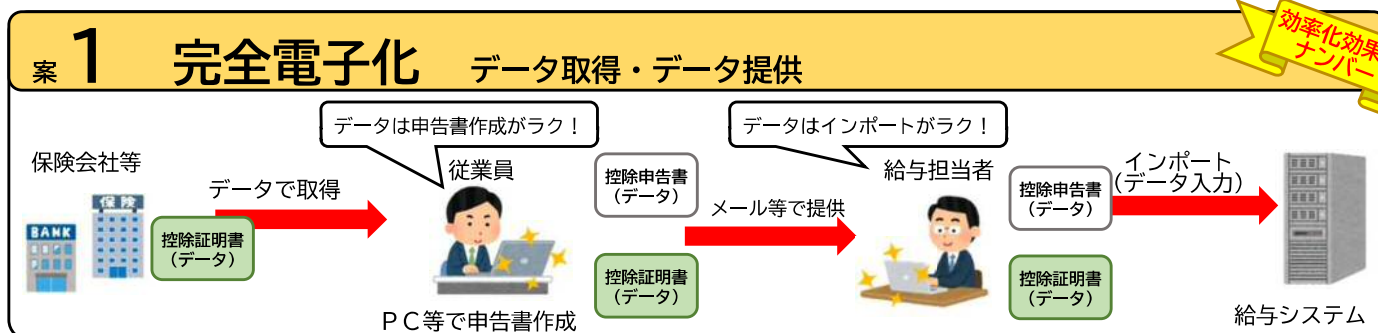


電子化の進め方（勤務先編）～実施方法の検討～

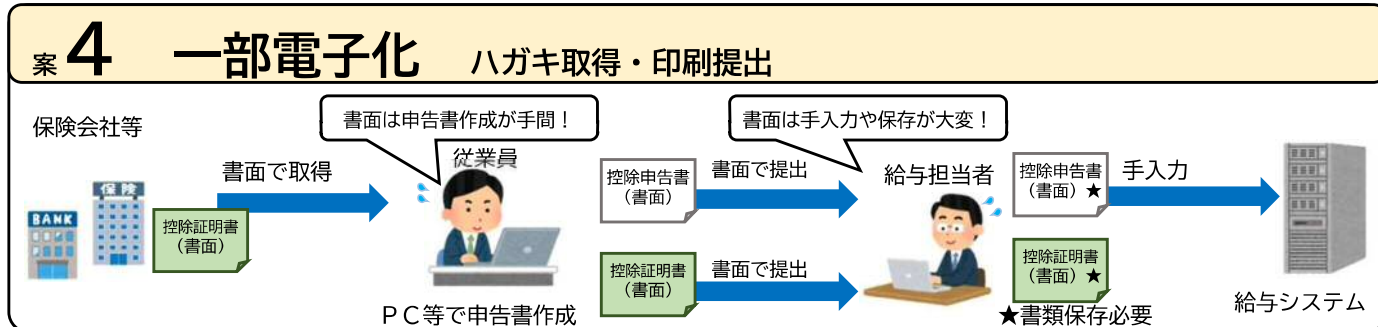
年末調整の電子化については、実施方法の特徴やメリット等を理解して、実施方法を検討してください。

1 実施方法（特徴）

ここから、PC等で**控除申告書をデータ作成**する電子化の実施方法（4案）について説明します。



※ 案3では、データで取得した控除証明書等を「QRコード付控除証明書」を作成し、書面提出していただく必要があります。



Q：控除申告書を書面・控除証明書をデータで、勤務先に提出（提供）する電子化は行えますか？

A：年末調整手続の電子化は、控除申告書をデータで勤務先に提供することが必須となるため、控除申告書を書面・控除証明書をデータで勤務先に提供することはできません。

2 実施方法の検討

現在の勤務先の利用システムの状況等から、電子化しやすい方法をご検討いただくことも可能です。その場合には、次の検討フローを利用して、勤務先が取り組みやすい電子化をご検討ください。なお、この検討フローにかかわらず、システムの状況等の見直しを行ったうえで、電子化の方法を選択していただくことも可能です。

電子化対応方法検討フロー

① 勤務先の給与計算システム等は、控除申告書データのインポート可能ですか？

□ インポート可能

□ インポート不可能

② 従業員の方が、控除証明書をデータで取得することは可能ですか？

取得可能

取得不可能

案 1

案 2

取得可能

取得不可能

案 3

案 4

3 データ取得

従業員の方が控除証明書等をデータで取得する場合、複数のデータを一括で取得できる**マイナポータル連携**と、控除証明書等の発行主体のホームページ等から**個別に取得する方法**があります。

マイナポータル連携とは、従業員の方が年末調整申告書データの作成中に保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータルから取得する機能のことです。この具体的な利用方法は、「電子化の進め方（従業員編）」でご説明します。

個別に取得する方法については、ご契約されている保険会社等のホームページ等でご確認ください。



Q：団体扱保険について、従業員の方が控除証明書のデータ取得は行えるのでしょうか？

A：ご契約されている保険会社等によっては、従業員の方がデータ取得できる場合があります。また、保険会社が控除証明書の発行を行われない場合であっても、年調ソフトの管理者機能などを利用して、勤務先（保険契約の共済組合等）が控除証明書データを作成することができます。詳しくは4ページの「参考：団体扱保険データの利用について」をご確認ください。

4 控除証明書等の提出

電子化を進めるためには、**勤務先が控除申告書及び控除証明書をデータで受けられる環境を整えていただく必要**があります。

その環境を整えられない場合には、従業員の方がデータで控除証明書を受領された場合でも、控除証明書を書面でご提出いただく必要があります。この場合には、従業員の方は、国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」で、QRコード付きの控除証明書（PDF形式）を作成し、書面提出いただく必要があります。



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（国税庁HP）QRコード付証明書等作成システム
<https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm>

5 控除申告書の作成

年末調整手順の電子化において、従業員の方が**控除申告書をPC等でデータ作成**する必要があります。
現在、給与システム等で控除申告書をデータで作成していない場合には、新たな市販ソフトか国税庁が提供している年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下、年調ソフトという）の導入を検討してください。なお、年調ソフトについては5ページの「従業員周知編」で説明します。

（案1、2で、既に給与システムを独自開発している場合）

- ・新たに控除申告書の作成をデータで作成するためには、次の2つの対応方法が考えられます。
- ・1つ目は、控除申告書を作成できる市販ソフト又は年調ソフトを導入し、出力されたデータを自社の給与システムでインポートできるように改修する方法です。改修範囲が限定的なため、コストが抑えられることと、自社で控除申告書の様式変更に対応する必要がないメリット等が考えられます。
- ・2つ目は、控除申告書の作成を自社システムで行えるように改修する方法です。1つ目に比べて改修内容が増えますが、同じシステム内で年税額の計算まで行えるため、利用者にとって利用しやすいシステムになること考えられます。この場合には、改修にあたっての検討事項を整理している9ページの「システム改修編」をご確認ください。

6 従業員の利用端末等について

- ・従業員の方が控除申告書の作成にあたって、勤務先や個人の端末のいずれを利用していただくかは、勤務先が業務の実情（セキュリティ上の観点等）を考慮して選択し、従業員の方に周知してください。なお、利用端末の検討に当たって、社内ネットワークを構築している場合には6ページの「導入セキュリティ編」をご確認ください。
- ・職場PC等に年調ソフトを導入する場合、同ソフト及びマイナンバーカード読取機器を複数人で共同利用することが可能です。
- ・マイナポータル連携を行う場合にはマイナンバーカード読取機器（※）及び従業員のマイナンバーカードなどが必要となります。

（※）マイナンバーカード読取機器とは、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード読取対応スマートフォンを指します。

7 ご不明な点があったときは

- ・ 国税庁ホームページで調べる
パンフレット（よくある質問等）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm



年調ソフトの操作方法等

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#doc>



- ・ 電話で相談する
年末調整手順の電子化及び年調ソフトヘルプデスク

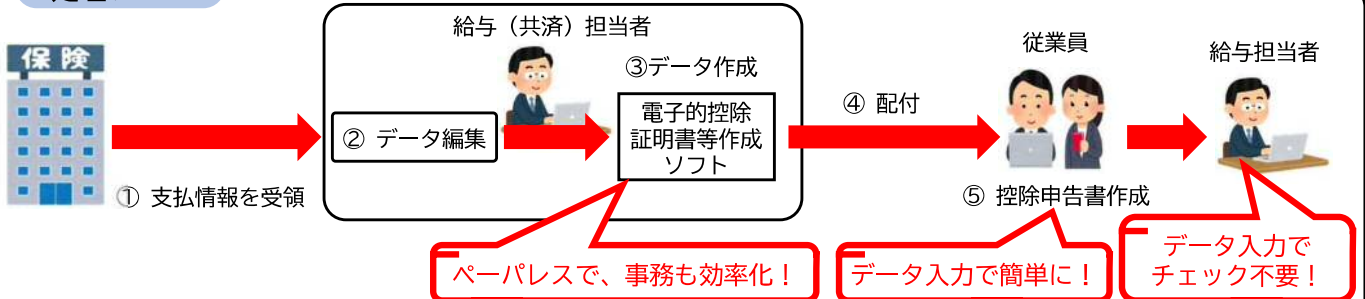
電話番号	0570-02-4563 （ナビダイヤル）	
受付時間	9時00分～17時00分	10月1日～12月28日（毎日） 1月4日～2月28日（月曜日から金曜日（祝日等を除きます））

参考：団体扱保険データの利用について

従来は、従業員が控除申告書をデータで作成する際、団体扱生命保険は金額等を手入力する必要があり、データ入力ができませんでした。

現在は、次の手順で勤務先が電子的控除証明書（発行者の電子署名が付与されたデータ）を作成し、従業員の方に配付することで、控除申告書をデータ入力できるようになっております。是非、ご活用ください。

処理フロー

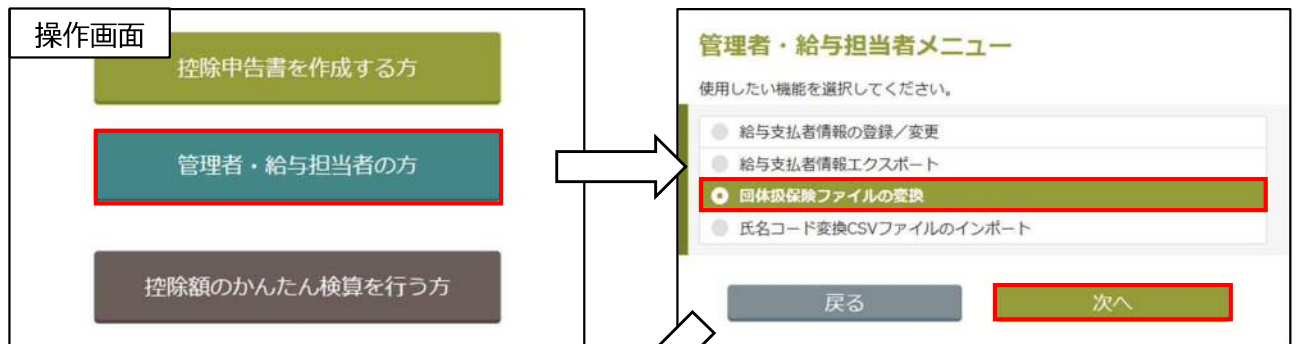


① 支払情報データを受領

団体扱生命保険の支払情報をデータで受領していない場合は、ご契約の保険会社等にデータ発行を依頼してください。

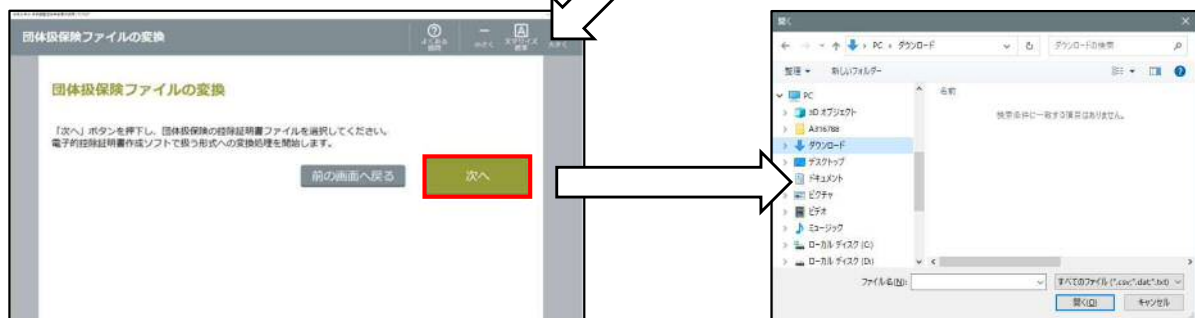
② データ編集

①の支払情報を「電子的控除証明書等作成ソフト」にインポートできる形式に編集してください。編集方法は問いませんが、年調ソフトを利用することで簡単に編集が行えるため、ここでは年調ソフトの操作画面を説明します。



（PC版のみ）管理者画面を選択

「団体扱保険ファイル変換」を選択し「次へ」を押下



「次へ」を押下し、保険会社から受領したデータを選択

変換後ファイルを任意のフォルダに保存

※ 詳しい操作方法は、次のQRコードからご確認ください。⇒
国税庁ホームページ（年調ソフトの操作マニュアル）
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#doc>



③ データの作成

②のデータを「電子的控除証明書等作成ソフト」にインポートすることで、控除証明書データを作成します。

※ 詳しい操作方法は、次のQRコードからご確認ください。⇒
e-Taxホームページ（電子的控除証明書等作成ソフト）
<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/kojosoft-download.htm>



～従業員周知編～

勤務先が検討した、控除申告書の作成方法に応じて、そのソフトの利用方法や控除証明書の取得方法等を従業員の方に周知する必要があります。

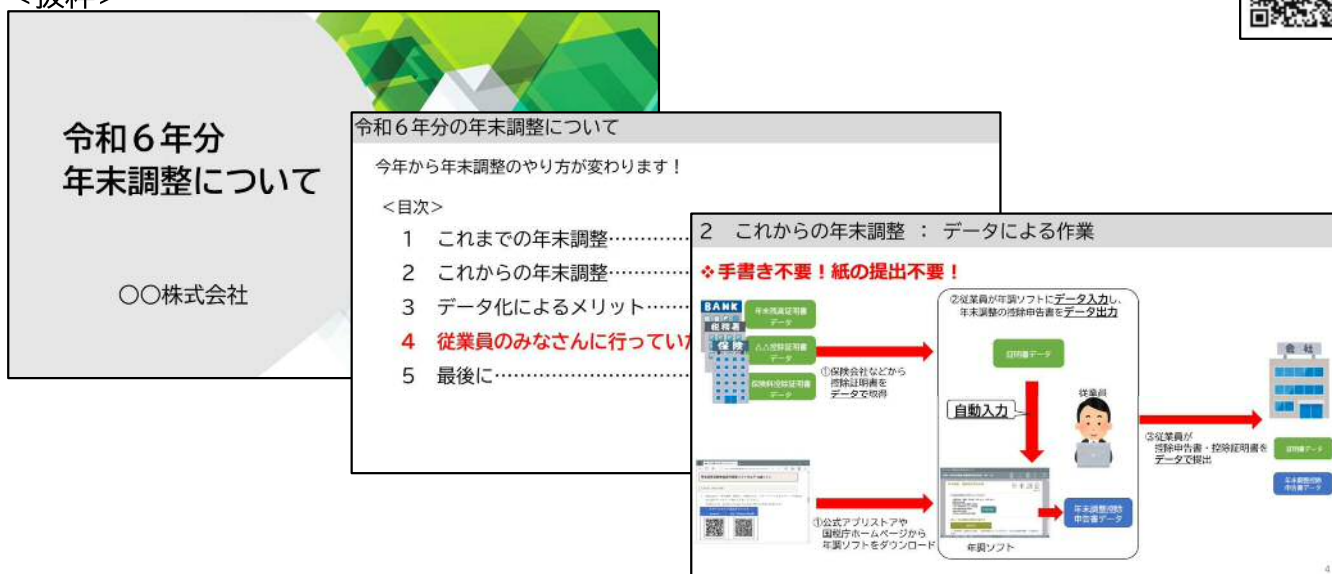
国税庁が提供する年調ソフトをご利用いただく場合には、「従業員の方への周知資料」を次のQRコードから提供しております。勤務先が必要に応じて、表紙の社名や配付用資料の14ページの控除申告書データの提出先を編集してご利用ください。

「従業員の方への周知資料」(PPT/1,669KB)

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0020005-071_09.pptx



<抜粋>



Q：年調ソフトとは、なんですか？

A：年調ソフト(年末調整控除申告書作成用ソフトウェア)は、従業員の方が控除証明書等データを活用し、勤務先に提出する年末調整関係書類をデータ又は書面で簡単に作成するために、国税庁が無償で提供しているソフトウェアです。取得方法等は、「従業員の方への周知資料」をご確認ください。なお、年調ソフトで出力される控除申告書イメージについては、国税庁ホームページの掲載様式とレイアウトが異なりますが、法令上問題ありません。

年調ソフト(画面イメージ)



Q：年末調整手続を電子化をする場合、従業員の方にはいつごろ周知すればいいのでしょうか？

A：従業員の方がマイナポータル連携を利用する場合、マイナンバーカードを取得するための期間や保険会社と民間送達サービスの連携設定に要する期間を考慮すると、年末調整の1～2か月前には周知していただいたほうがよいと考えられます。

～導入時セキュリティ編～

ここからは、自社内でネットワーク（社内LAN）を構築している勤務先が、年調ソフトを導入したり、マイナポータル連携を実施する際の留意点について記載したものです。

1 環境整備について

勤務先では、年末調整手続の電子化の実現方法によって、①年調ソフトの導入、②マイナポータル連携が行える環境整備などが必要となります。環境整備については、勤務先によりセキュリティ設定が異なるため、一概には言えませんが、次に記載したパターン別に対処方法をご検討ください。

確認フロー

従業員が、控除申告書の作成を行う電子機器（端末）は、どなたが所有するものをご利用予定ですか。

勤務先

従業員

控除証明書等データの取得方法

- ① マイナポータル連携
- ② 勤務先端末で保険会社等のHPから取得
- ③ 自宅端末で取得した控除証明書等データをUSB等で持込

従業員が控除申告書を作成するソフトは、何を使いますか。（A 年調ソフト B 民間ソフト）

①-A

②-A

③-A

①-B

②-B

③-B

パターン
A

パターン
B

パターン
C

パターン
D

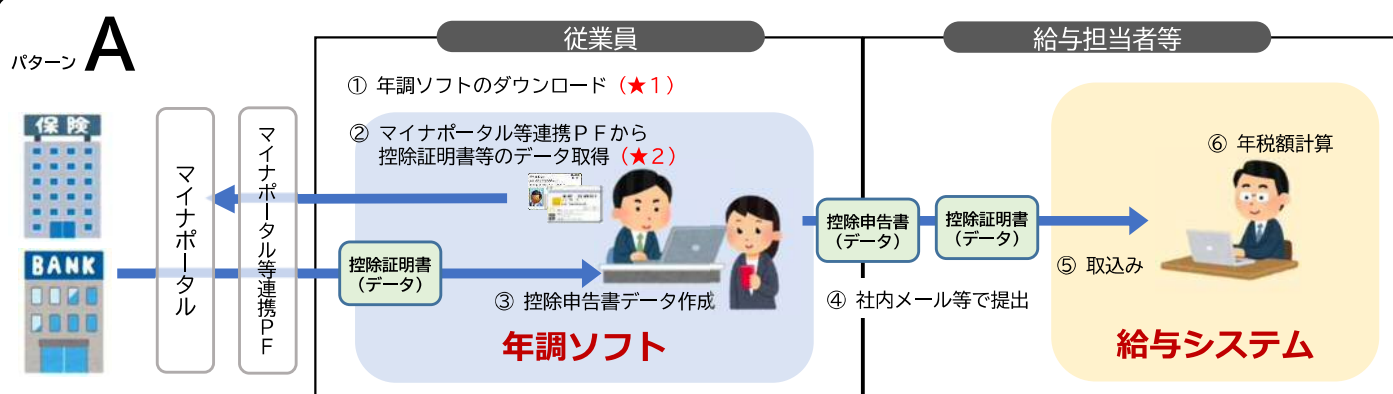
パターン
E

パターン
F

パターン
G

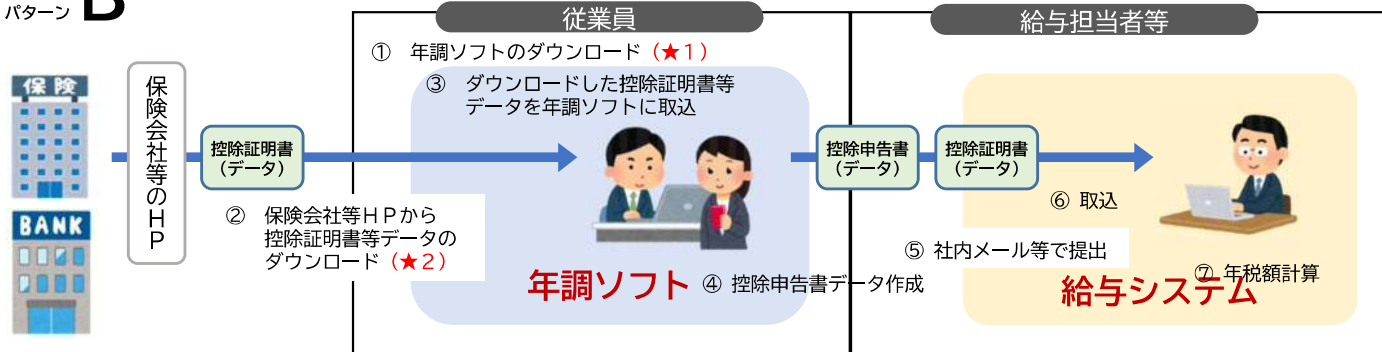
2 セキュリティ検討ポイントについて

今後、検討すべき「セキュリティ検討ポイント」を赤字で示します。関連するセキュリティ規定等を設けている場合は、矢印に記載した対応方法をご検討ください。



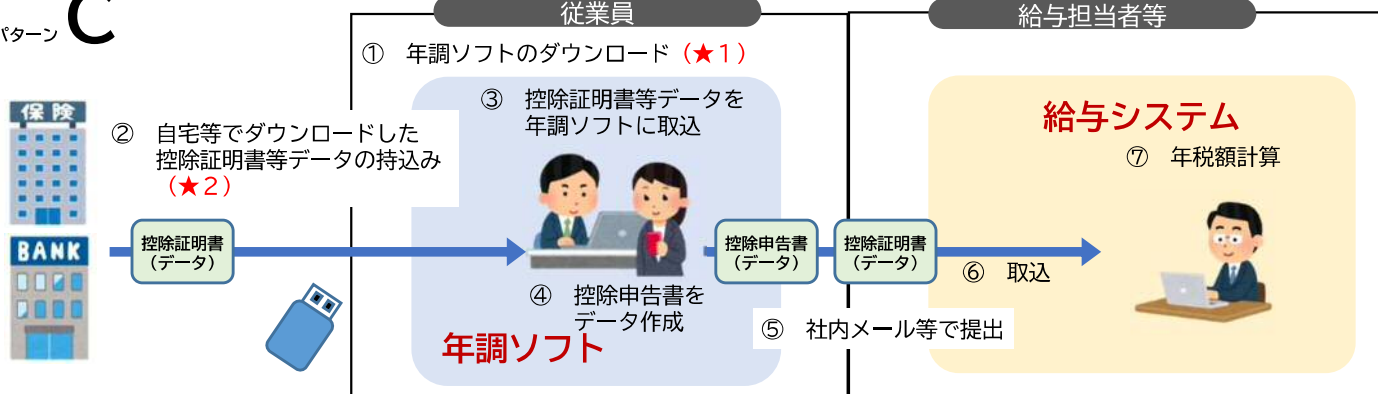
- ★1 インターネット上のアプリケーションのダウンロード禁止
⇒ 管理者権限により年調ソフトのダウンロードや資源配付をご検討ください。
- ★2 従業員PC等がインターネットに未接続または接続を制限
⇒ インターネット設定の変更（ホワイトリスト登録等）をご検討ください。

パターン B



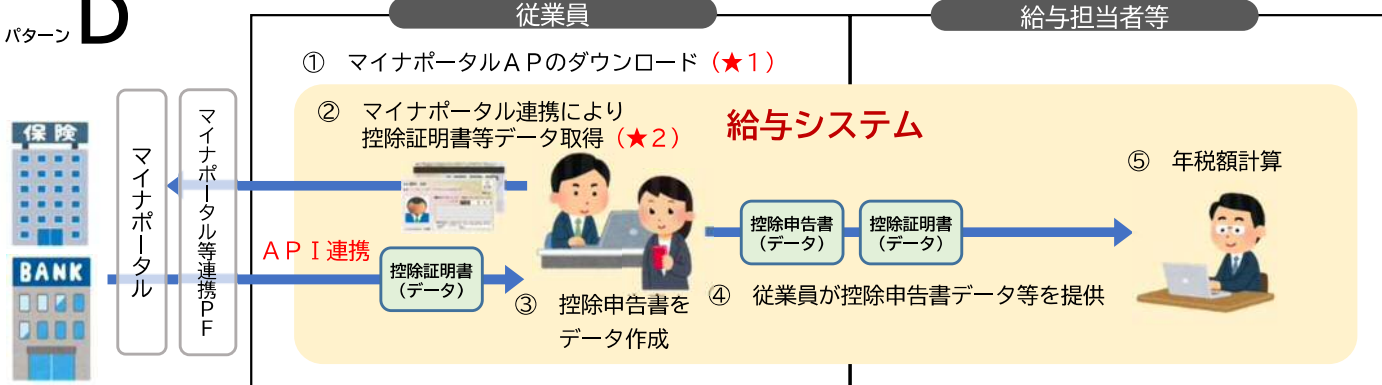
- ★1 インターネット上のアプリケーションのダウンロード禁止
⇒ 管理者権限により年調ソフトのダウンロードや資源配付をご確認ください。
- ★2 従業員PC等がインターネットに未接続または接続を制限
⇒ 従業員が利用する控除証明書等発行主体（保険会社等）のサイトを閲覧し、証明書のデータがダウンロード可能となるようインターネット設定の変更（ホワイトリスト登録等）をご確認ください。

パターン C

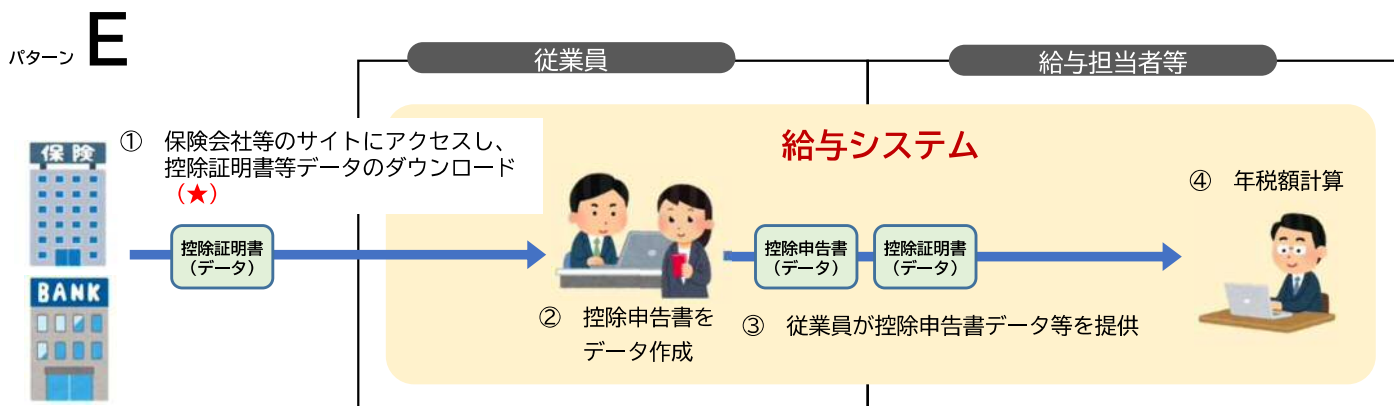


- ★1 インターネット上のアプリケーションのダウンロード禁止
⇒ 管理者権限により年調ソフトをダウンロードや資源配付をご確認ください。
- ★2 (私物) USBメモリ等の使用禁止
⇒ メール等の代替方法をご確認ください。

パターン D

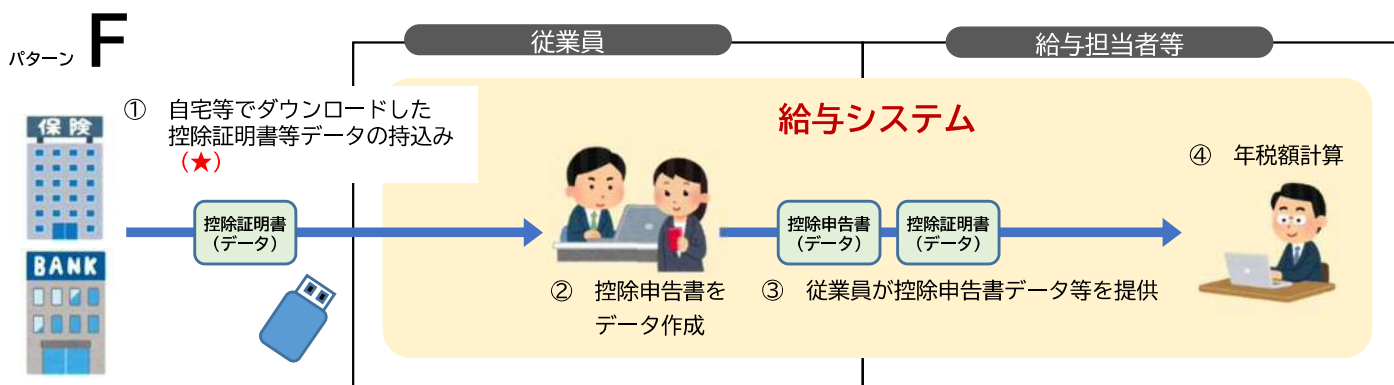


- ★1 従業員のPC・スマートフォン等にマイナポータル（アプリ）が未導入
⇒ 管理者権限でマイナポータル（アプリ）の配付や、各自でインストールすることをご確認ください。
※ マイナポータル（アプリ）とは、マイナカードを利用してマイナポータルへのログインや、電子申請書類への署名をする機能を提供するためのアプリケーションです。
- ★2 従業員のPC等がインターネットに未接続
⇒ 「マイナポータル等連携PF」に接続できるよう、インターネットの接続をご検討願います。



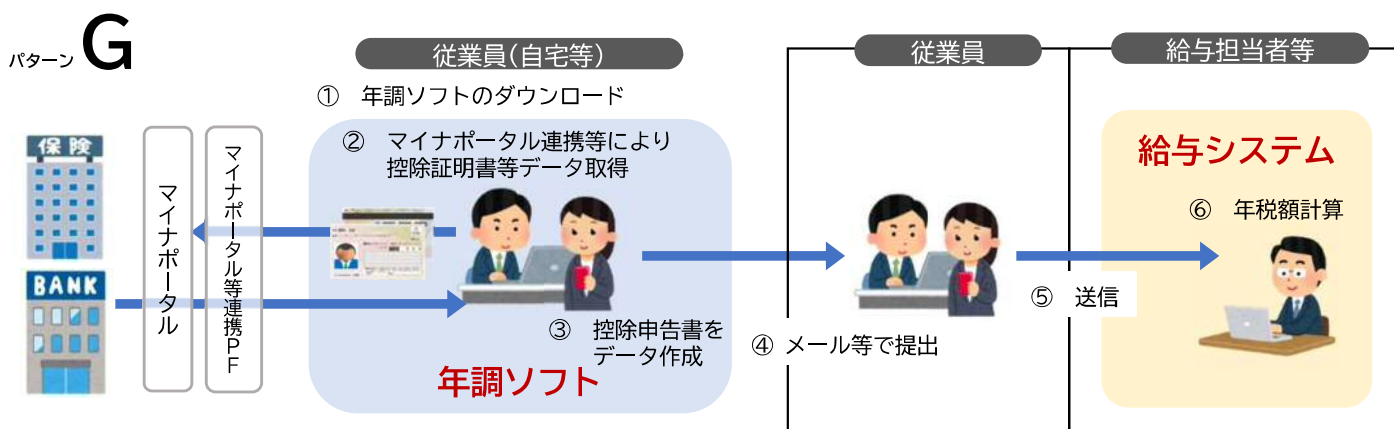
★ 従業員のPCがインターネットに未接続または、接続を制限

⇒ 従業員が利用する控除証明書等発行主体（保険会社等）のサイトを閲覧し、証明書のデータがダウンロード可能となるようインターネット設定の変更（ホワイトリスト登録等）をご検討ください。



★ (私物) USBメモリ等の使用禁止

⇒ メール等の代替方法をご検討ください。



※ セキュリティ上の問題・懸念点はありません。

給与担当者等に④ メール等で提出で直接提出することも可能ですが、その場合は、従業員から提出される控除申告書データについて、電子署名を付けるかパスワードをかける必要があります。

～システム改修編～

※ このパンフレットは、給与システムを独自開発されている会社が従業員の方に控除申告書をデータで提出していただく場合にのみ必要となります。

1 給与システムの改修等

改修内容確認フロー

あなたの会社では、どちらの方法で従業員に年末調整書類の作成及び提出をさせていますか。

システム利用

手書き

控除申告書を配付する際、従業員の住所・氏名などを印字して配付していますか。

印字する

印字しない

給与システムに年末調整申告書を作成機能を追加しようと思いますか。

思う

思わない

パターン
A

パターン
B

パターン
C

パターン
D

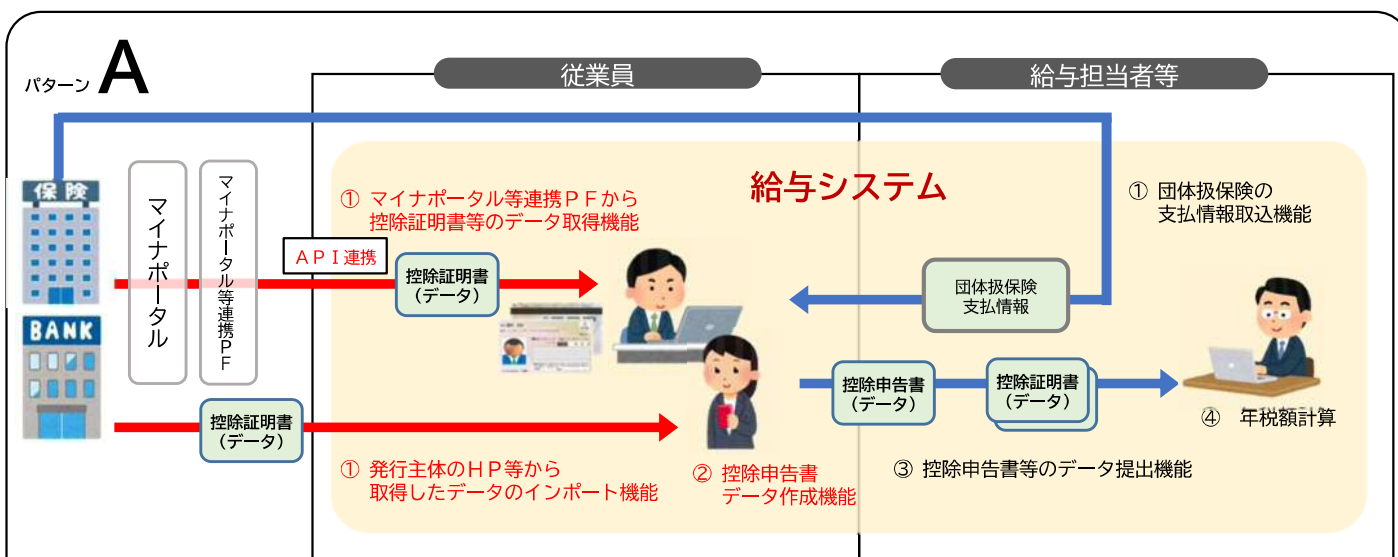
2 給与システム等の改修ポイント

(国税庁HP) 会計ソフト等開発者向け よくある質問

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_question/kaikei_question/question.htm

〔留意事項〕

- 「改修ポイント」は一例で、実際にはご利用の給与システム等の機能等により改修すべき機能は異なります(改修ポイントとなる機能を赤字、赤矢印で表示)。
- 自社開発の給与システムで「マイナポータル等連携PF」の使用を希望される場合は、右のQRコードをご確認ください。

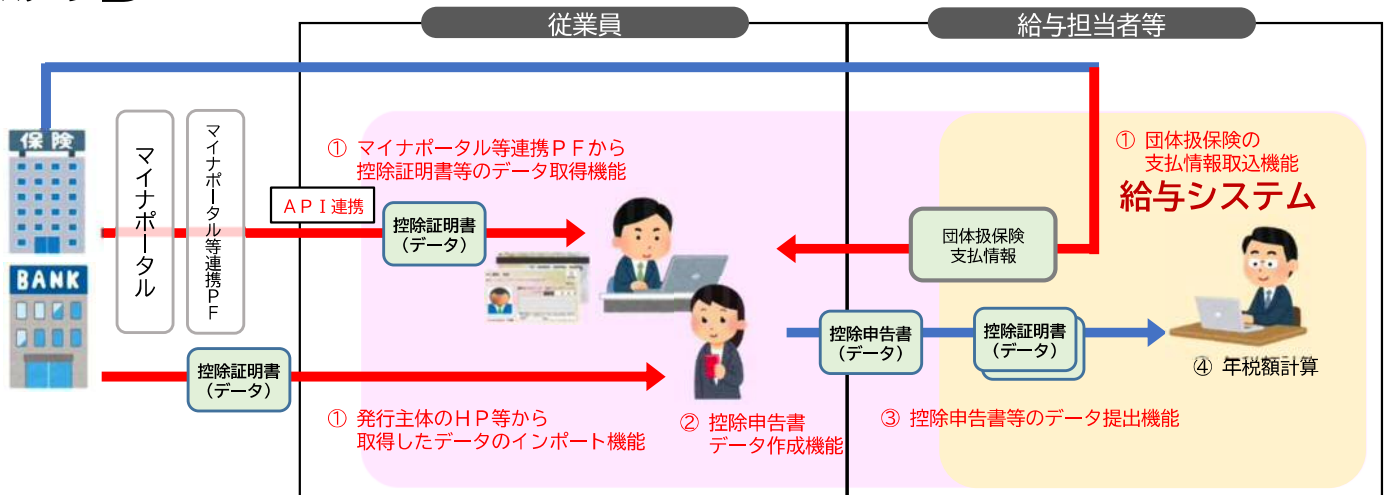


○ 改修が必要な機能

- ・従業員がマイナポータル等連携PFから控除証明書等のデータをAPI連携で取得する機能(①)
- ・従業員が保険会社等のHP等から取得した控除証明書データをインポートする機能(①)
- ・取得した控除証明書等データを利用して控除申告書を作成する機能(②)

給与システム等の改修ポイント

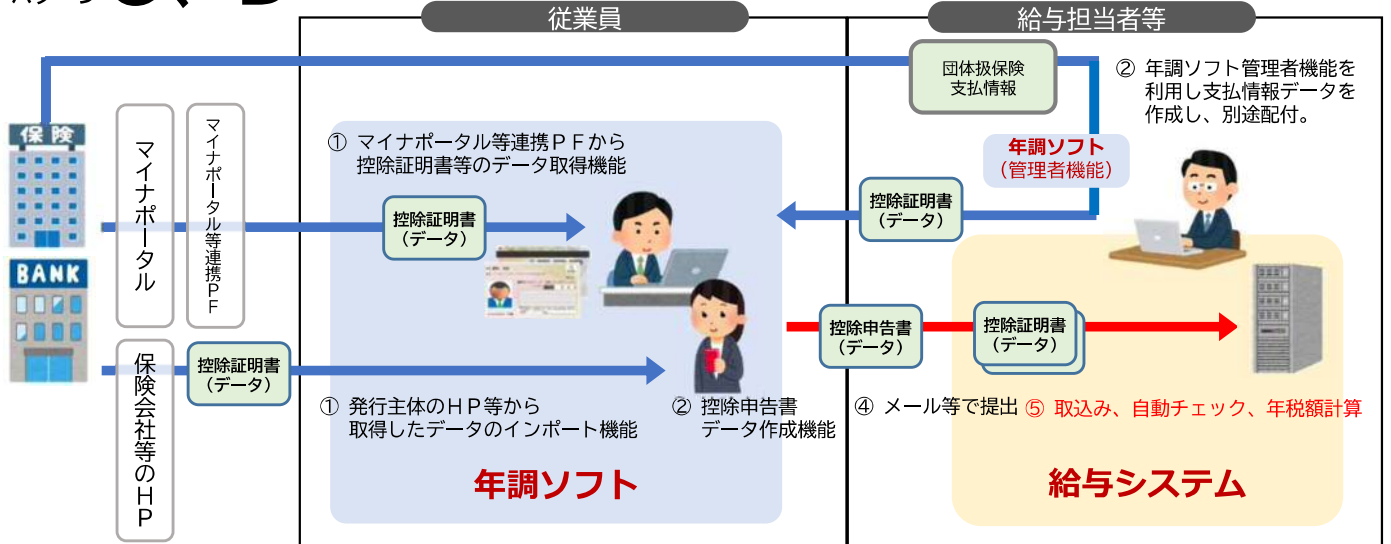
パターン B



○ 改修が必要な機能

- ・従業員がマイナポータル等連携P Fから控除証明書等のデータをA P I連携で取得する機能 (①)
- ・従業員が保険会社等のH P等から取得した控除証明書データをインポートする機能 (①)
- ・従業員の入力画面に、団体扱保険支払情報を表示する機能 (①)
- ・控除証明書等データを利用して控除申告書をデータ作成する機能 (②)
- ・従業員が提供した控除申告書データを利用して、システム上でチェックし、提出する機能 (③)

パターン C、D



○ 改修が必要な機能

- ・従業員が年調ソフト等で作成した控除申告書等のデータを取込み、自動チェック、年税額計算 ⑤

※ 年調ソフト及び「控除証明書等作成用ソフトウェア」を利用することにより、団体扱保険支払情報から、年調ソフト取込用の控除額データを作成することができます。4ページの「参考：団体扱保険データの利用について」をご確認ください。